

個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

目次

第1	開示決定等の審査基準（法第78条第1項本文）	1
1	開示・不開示の基本的考え方	1
2	不開示情報の類型	1
第2	保有個人情報該当性に関する判断基準（法第60条第1項）	1
第3	不開示情報該当性に関する判断基準（法第78条第1項各号）	3
1	本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1項第1号）	3
2	開示請求者以外の個人に関する情報（第1項第2号本文）	3
3	法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（第1項第2号イ）	4
4	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（第1項第2号ロ）	4
5	公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第1項第2号ハ）	5
6	法人その他団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（第1項第3号本文）	5
7	当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（第1項第3号イ）	6
8	任意に提供された情報（第1項第3号ロ）	7
9	審議、検討等に関する情報（第1項第6号）	8
10	事務又は事業に関する情報（第1項第7号本文）	9
11	国の安全等に関する情報（第1項第7号イ）	9
12	公共の安全等に関する情報（第1項第7号ロ）	10
13	監査、検査等に関する情報（第1項第7号ハ）	11
14	契約、交渉又は争訟に関する情報（第1項第7号ニ）	12
15	調査研究に関する情報（第1項第7号ホ）	12
16	人事管理に関する情報（第1項第7号ヘ）	13
17	独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報（第1項第7号ト）	13
18	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての適用規程（第2項）	13
第4	部分開示に関する判断基準（法第79条）	14

1	不開示情報が含まれている場合の部分開示（第1項）	14
2	個人識別性の除去による部分開示（第2項）	15
第5	保有個人情報の存否に関する判断基準（法第81条）	16
1	保有個人情報の存否に関する情報（第1項）	16
第6	訂正決定等の審査基準（法第92条）	17
1	保有個人情報の訂正義務（第92条）	17
第7	利用停止決定等の審査基準（法第100条）	17
1	保有個人情報の利用停止義務（第100条）	17

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき寝屋川市が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準（法第 78 条第 1 項本文）

第 78 条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負う。

なお、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、不開示情報に該当するか否かを判断するに当たっては、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

2 不開示情報の類型

ある情報が本条各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、保有個人情報を開示する場合は、各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

第 2 保有個人情報該当性に関する判断基準（法第 60 条第 1 項）

第 60 条 この章及び第 8 章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第 8 章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」と

いう。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第4号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- (2) 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- (3) 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- (4) 「当該行政機関が保有している」とは、当該行政機関が当該個人情報について事実上支配している状態(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。)をいう。したがって、例えば、個人情報記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- (5) 「行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何等かの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものに記録されているものも、これらが行政文書に該当しないため、保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準（法第78条第1項各号）

1 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1項第1号）

1 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

本号が適用されるのは、開示することで深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（第1項第2号本文）

2 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。
- (2) 「その他記述等」とは、文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。
- (3) 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考え

えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

- (4) 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

3 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（第1項第2号イ）

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

- (1) 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。
- (2) 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。
- (3) 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

4 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（第1項第2号ロ）

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将

来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

5 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第1項第2号ハ）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (1) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。
- (2) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、行政機関情報公開法における「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）を参照し、①氏名を開示することにより、法第78条第1項第3号から第7号までに掲げる不開示情報を開示することとなるような場合、②氏名を開示することにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に属する個人（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる公務員氏名は、法第78条第1項第2号イに該当し開示する。

6 法人その他団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（第1項第3号本文）

3 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する

ことが必要であると認められる情報を除く。

- (1) 「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。
- (2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるかどうかとも検討する必要がある。
- (3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。
- (4) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められるものをいい、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

7 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（第1項第3号イ）

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- (1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の自由」とは、法人又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。
- (2) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政の関係等を十分考慮して適切に判断するもの

とする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

8 任意に提供された情報（第1項第3号ロ）

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (1) 行政機関等からの要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は、法第78条第1項第3号に該当する。
- (2) 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関等の長が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- (3) 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該条件を提示しないとの条件をいう。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- (4) 「条件」には、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- (5) 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人又は個人が属する業界における通常の見解をいい、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。
- (6) 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第78条第1項第3号ロには該当しない。

9 審議、検討等に関する情報（第1項第6号）

6 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関をいい、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものをいう。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものをいう。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるものをいう。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものをいう。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくな

ることから、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第1項第6号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、法第78条第1項第6号に該当する。

10 事務又は事業に関する情報（第1項第7号本文）

7 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (1) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。
- (2) 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが必要であり、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護の値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

11 国の安全等に関する情報（第1項第7号イ）

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が

国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益を維持するための手段の有効性が阻害され、国の安全が害されるおそれをいう。

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力等）の事務局等を含む。以下「他国」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、法第 78 条第 1 項第 7 号イに該当する。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、法第 78 条第 1 項第 7 号イに該当する。

12 公共の安全等に関する情報（第 1 項第 7 号ロ）

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

(1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示

をすることを内容とする訴訟行為をいう。)等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

- (2) 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査を中心としたものをいう。刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第78条第1項第7号ロに該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報も、法第78条第1項第7号ロに該当する。

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第78条第1項第7号ロには該当しない。

13 監査、検査等に関する情報(第1項第7号ハ)

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税があり、「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であり、これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については法第 78 条第 1 項第 7 号ハに該当する。

また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆するようなものは、法第 78 条第 1 項第 7 号ハに該当する場合がある。

14 契約、交渉又は争訟に関する情報（第 1 項第 7 号ニ）

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(1) 国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は法第 78 条第 1 項第 7 号ニに該当する。

15 調査研究に関する情報（第 1 項第 7 号ホ）

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(1) 国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

るものがあり、このような情報は法第 78 条第 1 項第 7 号ホに該当する。

16 人事管理に関する情報（第 1 項第 7 号へ）

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

- (1) 人事管理に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報については、法第 78 条第 1 項第 7 号へに該当する。

17 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報（第 1 項第 7 号ト）

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (1) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは法第 78 条第 1 項第 7 号トに該当する。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は法第 78 条第 1 項第 3 号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合がある。

18 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての適用規程（第 2 項）

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

- (1) 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とする。

第4 部分開示に関する判断基準（法第79条）

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示（第1項）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示をしない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることをいい、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

イ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。

このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した

上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。

電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する。

既存のプログラムでは行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」に該当しない。

(2) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけを塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。

その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反しない。

2 個人識別性の除去による部分開示（第2項）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれる場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして前項の規定を適用する。

(1) 個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示になることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別される部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分

開示の規定を適用する。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして前項の規定を適用する。」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことをいう。

ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかを要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

第5 保有個人情報の存否に関する判断基準（法第81条）

1 保有個人情報の存否に関する情報（第1項）

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った本人に係る行政相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。
- (2) 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する場合に、行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する。

第6 訂正決定等の審査基準（法第92条）

1 保有個人情報の訂正義務（第92条）

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

- (1) 「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、行政機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行い、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行わない。

第7 利用停止決定等の審査基準（法第100条）

1 保有個人情報の利用停止義務（第100条）

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると認めるときをいう。

その判断は、当該行政機関等の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して事実を基に客観的に行う。

(参考)

法第98条第1項第1号に掲げる事項

- ア 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき
いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報
を保有している場合をいう。
- イ 第63条の規定に違反して取り扱われているとき
違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法に
より個人情報を利用している場合をいう。
- ウ 第64条の規定に違反して取得されたものであるとき
偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合をいう。
- エ 第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を
利用している場合をいう。

法第98条第1項第2号に掲げる事項

- ア 第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき
法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を
提供している場合をいう。
- イ 第71条第1項の規定に違反して提供されているとき
外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある
と認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として
個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）に利用目的以外の目
的のために保有個人情報を提供する場合であって、本人の同意を得
ていない場合をいう（法令に基づく場合及び統計の作成又は学術研
究の目的のために保有個人情報を提供する場合を除く）。

(2) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正することをいう。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があることをいう。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。